

# 小笠原諸島振興開発計画の概要

## 計画の基本的事項【第1章】

- [策定意義] 今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明確化し、振興開発事業を積極的に推進
- [位置付け] 小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、都が定める法定計画
- [計画期間] 平成26～30年度までの5年間

## 前計画からの変更点

- 法の目的に定住の促進が追加されたことを踏まえ、生活環境の整備等に関する取組を拡充
- 様々な主体が相互に連携し、振興開発を推進していく旨、明示
- 都と村の取組・役割分担及び年度ごとの取組を明確化

## 振興開発の成果と課題【第2章】

### これまでの成果

- 世界自然遺産の登録（平成23年6月）
- 生活・交通・産業基盤の整備は相応の成果

### 今後の課題

- 産業
  - ・本土からの遠隔性や生産規模等により、産業発展にとって不利
  - ・世界自然遺産登録以降、観光客数が頭打ちの傾向
- 自然環境
  - ・外来種の侵入などが希少な自然環境に影響
- 交通アクセス
  - ・片道所要約26時間、約6日に1便の航路に限定
  - ・定期船の経年劣化
- 生活環境
  - ・保健・医療・福祉の充実
  - ・施設の老朽化、ライフライン安定維持、防災対策

## 基本的方針【第3章】

### 基本的方針

生活利便性向上、産業振興・雇用拡大、自然環境保全・再生の三つの施策の方向の下、振興開発事業を進め、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進を図り、自立的発展を目指す

### 施策の方向

- 小笠原諸島における生活の利便性の向上
- 小笠原諸島の地域の特性を生かした産業振興・雇用の拡大
- 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

## 分野別振興開発事業計画【第4章】

### 1 土地の利用

- ・地籍調査の推進等による土地の有効活用、土地利用等に関する検討

### 2 道路や港湾等の交通施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

- ・代替船の建造とその就航に対応した港湾整備
- ・航空路に関し調査を実施、引き続き課題を整理・検討（関係者との調整等に慎重に配慮）
- ・道路の継続的な改良・整備により安全性・快適性等を向上

### 3 農林水産業、商工業等の産業の振興開発

- ・生産基盤の整備や技術の改善・普及等により農水産業を振興
- ・他産業との連携による小笠原ブランドの定着・普及

### 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発

- ・生産基盤の整備や研修施設等の活用により、新規就業者を確保・育成

### 5 住宅、生活環境の整備

- ・住宅政策を検討し、老朽化した小笠原住宅の建替えを計画的に推進
- ・老朽化した浄水場の建替、濁水対策として原水調整池の整備（父島）
- ・資源化中継施設の整備によるごみの一層の減量化・リサイクルの徹底の推進

### 6 保健衛生の向上

- ・医療・福祉との連携体制の強化・充実
- ・健康診査等の継続的な受診機会の確保

### 7 医療の確保

- ・画像電送システムの更新により、へき地での診療活動を一層支援

### 8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

- ・保健・医療との連携体制の強化・充実
- ・老朽化した保育施設の建替え・子育て支援拠点施設の整備

### 9 自然環境の保全・再生、公害の防止

- ・固有動植物の保全や植生回復等への取組、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業の実施
- ・関係機関等と連携して外来種対策等を実施

### 10 再生可能エネルギー源の利用

- ・太陽光発電等の積極的活用による自立・分散型エネルギーの普及拡大

### 11 防災、国土保全に係る施設の整備

- ・避難支援体制の強化、防災教育等による地域防災力の向上
- ・砂防、地すべり対策等の防災・国土保全施設を引き続き整備

### 12 教育・文化の振興

- ・老朽化した小・中学校施設の建替えを検討（父島）
- ・都立小笠原高校における一層の教職員の体制整備
- ・海洋資源等の研究拠点としての活用とその成果の発信を検討

### 13 観光の開発

- ・関係機関と連携し、小笠原諸島の魅力を継続的に発信
- ・観光施設整備事業を継続的に支援
- ・新設の産業振興促進計画認定制度の活用を検討

### 14 国内・国外の地域との交流の促進

- ・教育旅行等の更なる誘致
- ・友好市町村との交流、新たな交流プログラムの開発検討

### 15 振興開発に寄与する人材の確保・育成

- ・地元への愛着と創意工夫により地域づくりを担う人材を育成

### 16 関係者間における連携・協力の確保

- ・多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした主体的な取組を推進

### 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

- ・高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応し、高齢者の状況に配慮した環境を整備
- ・硫黄島・北硫黄島においては定住が困難なため、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施